

卒業・進級の認定及び成績評定について

卒業及び進級の認定は、学則・内規に記される内容を遵守し、以下の単位修得、付帯義務、学費納入の義務を果たさなければならない。

1. 単位修得について

開講されている授業科目はすべて「調理師法」の規定に基づいているので履修しなければならない。

1. 総授業時間及び履修科目は、学則第8条による。
2. 学則第9条の科目履修の認定は、出席時数と試験(課題)及び平常の授業態度によって行うものとする。
3. 単位認定は《授業に関する事項》《学科及び実技の定期試験の事項》に定める。

《 授業に関する事項 》

1. 年間の授業日数は概ね年間180日とする。また、授業の始業時間は、午前9時を原則とする。本校の欠席猶予日数は、7日間程度であり、遅刻・早退は2回で1日の欠席扱いとする。
2. a. 授業の終始には出席をとるが、その席に居ない者は欠席、又は遅刻、早退となる。(学科授業の開始前には授業準備をし、学生が着席し準備が整い次第、クラス週番が担当講師を呼びに行く。)
b. 学科において、本校の1講義は原則として90分間とする。担当講師の裁量で途中休憩をとる場合もある。実習授業においては原則として2連結授業となり190分間を1講義とする。
3. a. 事前連絡の義務
やむを得ず欠席、遅刻、早退する場合、必ず事前にクラス担任に連絡を入れること。遅刻、早退した時は登下校の際に必ず職員室に立ち寄り申告すること。また、事前連絡がない場合または遅刻、早退の際の学校への申し出がない場合は欠席となる。
b. 授業時間の3分の2以上受講した場合のみ遅刻、早退の扱いとなるが、受講時間が3分の2に満たない場合は、その授業時間は欠課となる。
4. 学科授業中に居眠りをした者については、その学科講師の判断によりその時間を欠課扱いとする。
5. a. 報告の義務
欠席、遅刻、早退した場合は、所定の用紙に記入した届を早急にクラス担任に提出すること。未成年者は保護者の自筆署名・押印も必要となる。理由を示す証明書(病気の場合は病院の領収書または診療明細書等)を添えること。
b. 電車の遅延による遅刻は駅で発行される「遅延証明書」を登校時に職員室に提出すること。この場合は遅刻届の必要はない。
6. 公欠・出席停止・忌引き日数について
 - a. 公欠(出席停止)扱いとするもの(欠席時数とせず補講を要しないもの。)
 - ① 就職活動

事前に担任又は担当職員に申し出ること。終了後「就職活動票」を提出すること。

② 学校長が認める校外活動

学校が主催する研修旅行およびクラブ活動、競技会参加（所属団体等の推薦状がある場合）

③ 病欠による出席停止

ノロウイルス、インフルエンザ等伝染病に感染した場合で医師の診断書が提出された場合。

※インフルエンザやノロウイルス等の伝染性の病気にかかっている疑いがある場合で欠席した際に、その通院した証明が提出され、その欠課時間数を補講で補い学校側が認めた場合。

④ 忌引き

日数は次のとおりとする。（証明となる書類を提出すること）

一親等（親）または配偶者……………5日

二親等（兄弟姉妹、祖父母）……………3日

三親等（その他親族）{例：おじ、おば、おい、めい等} ……1日

その他（学校長が認めた場合）……………1日

⑤ 上記の他 学校長が認めた場合

b. 履修単位補講について

授業を欠席した理由が、下記に該当する場合は補講を行うことができる。

① やむを得ない事情（事故、疾病等）で学校を欠席した場合で医師の診断書が提出された場合。

② 重大な内規違反をおかして自宅謹慎をした場合。

《 学科の定期試験 》

学科の定期試験は原則として7月と2月に行う。

1. 本試験

a. 各科目の試験は、その科目の授業時間数の4分の3以上出席した者でなければ受験することができない。

b. 本試験の成績は100点を満点とする評点で表示し、60点以上を合格、59点以下を不合格とする。

c. 学科科目講師の判断により、レポート、小テストの合計、課題提出で本試験に置き換えられることがある。

2. 再試験

本試験不合格科目については受験料を徴収し再試験を行なう。再試験受験料は1科目2,000円とし、80%以上の正答率を合格とする。

3. 再々試験

再試験不合格科目については受験料を徴収し再々試験を行なう。再々試験受験料は1科目2,000円とし、80%以上の正答率を合格とする。

4. 再々試験特別補講

再々試験不合格科目については補講料を徴収し、再々試験特別補講を行なう。補講料は1科目3,000円とする。

5. 追試験

病気、忌引等やむを得ない事由により定期試験を受けることができなかつた者は、追試験という形で受験することができる。ただし、必ず欠席届を提出し証明となる書類を提出すること。体調不良のものは、**医師の診断書**を必ず提出しなければならない。合格点は80点以上となる。証明がない場合は再試験（再々試験）の扱いとなる。

6. 定期試験を受けることができなかつた者は必ず欠席届を提出すること。提出が無いものは受験資格がないものとする。

《 実技試験 》

実技試験の場合、試験結果はもちろんのこと、服装、頭髪、身だしなみ、実習態度、生活態度も加味して合否の判断をする。

1. 実技本試験

適時実施する。事前に試験日を発表し授業時間内に実施する。

2. 再試験

- a. 本試験不合格の者は再試験を行う。再試験受験料は1,000円とする。
- b. 事前に試験日を発表し、授業時間外に実施する。

3. 実技補講

- a. 再試験不合格の者は補講を行う。補講料は光熱費含む材料費（時価）とし、補講内容により変わる。補講の材料は学校で用意する。
- b. 事前に補講日を発表し、授業時間外に実施する。

4. 追試験

病気、忌引等やむを得ない事由により実技試験を受けることができなかつた者は追試験という形で受験することができる。ただし、必ず欠席届を提出し、証明となる書類を提出すること。体調不良のものは、**医師の診断書**を必ず提出しなければならない。証明がない場合は再試験の扱いとなる。補講の際も同様の措置を取る。

5. 実技試験及び補講を受けることができなかつた者は必ず欠席届を提出すること。提出が無いものは受験資格がないものとする。
6. 実技試験合格者であっても、身だしなみや生活態度などでの内規違反者は試験官の裁量で合格を取り消すことがある。

2. 付帯義務について

《 実習週番 》

実習授業において交代制で行う実習週番という付帯作業義務がある。実習週番にあたる場合は実習の前後30分間行う。欠席・遅刻はその時間数を補うものとする。正当な理由のない欠席及び遅刻はペナルティー作業も行わなければならない。

《 課題・提出物 》

- ① 学校行事レポート
- ② 提出用実習ノート、クラス実習ノート
- ③ 遅刻早退欠席届等の届
- ④ 学課授業ノート、またはレポート
- ⑤ 現場訓練や店舗実習の発表
- ⑥ その他提出物

提出物については定められた期日に定められた場所に提出する。未提出または提出が遅れた場合、相当時間数を未履修扱いとみなすことがあり、ペナルティーを伴うこともある。

《 その他の付帯義務 》

定期大掃除を欠席した場合は別の日に補わなければならない。また内規違反のペナルティー作業等は監督職員の下完了しなければならない。

3. 学費及び諸費用の納付について

1. 学則第 21 条に定める学費の納付は指定の期日までに納入しなければならない。
2. 学則に定める学費以外の納付については以下による。
 - a) 学習に必要な教材等の購入が生じた場合は、事前に連絡のうえ指示する。
 - b) クラス費等については学生が自主的に金額を定め、その徴収・管理についても学生自らが行う。

4. 成績評定について

< 1 > 学科科目の評価方法

1. 学科の試験の結果は本試験の点数で算出するものとする。それに、各学科の講師及び担当職員の判断により 平素の実習態度及び集積状況を加味する。
2. 各学期末にそれぞれの評価を出し、その平均を学年の成績とする。
3. 本試験 60 点未満、再試験・再々試験 80 点未満、補講未完了者は進級・卒業の認定がされない。

1. 評価方法は下記の通りとなる。

評価	総合評価点
A	100 点 ～ 80 点
B	79 点 ～ 60 点
C	59 点 ～ 40 点
D	39 点 ～ 20 点
E	19 点 ～ 0 点

学科試験の評価		平常の授業態度の評価
学期末の試験の点数	80%を乗じる	0～20 点 レポート提出の状況・内容及び平常の授業態度は担当講師及び職員が評価する。

< 2 > 実習授業における評定 実技試験と実技学科試験

実技試験の評価	筆記試験	平常の授業態度の評価
本試験合格 40 点	筆記試験の点数に 0.4 を乗じる。	0～20 点
再試験合格 30 点		
補講 1 回目合格 20 点		
補講 2 回目以降合格 10 点		
複数回試験がある場合はその平均とする。	複数の試験科目がある場合はその平均とする。	

< 3 > 学科本試験を受験できなかった者の評定算出方法

追試験（出席停止等で受験できなかったもの）

追試験受験者は、満点を 80 点とする。受験者の追試験の点数に 80% を乗じたものを点数とする。

本試験、追試験欠席で受験できなかった追々試験受験者も同様に満点を 80 点とする。受験者の追々試験の点数に 80% を乗じたものを点数とする。

再試験（自己都合で受験できなかったもの）

本試験欠席で再試験受験者は、満点を 60 点とする。受験者の再試験の点数に 60% を乗じたものを点数とする。本試験、再試験欠席で再々試験受験者は、満点を 40 点とする。受験者の再々試験の点数に 40% を乗じたものを点数とする。

学科試験未実施者

追試験を全く受験できず特別補講に至った者は期末試験を 39 点で計算する。

再試験及び再々試験を全く受験できず特別補講に至った者は期末試験を 9 点で計算する。

総合評価（2023 年度）客観的評価方法

令和 5 年度 専門課程 調理技術専門学科 調理コース

1. 学科目評価を各科目 100 点満点表示にし、調理実習は履修時間の割合で変更している。
2. 学科科目点のすべての合計に調理実習点を加え平均点を算出する。
3. 算出方法

1 年時履修時間数 900 時間のうち調理実習に占める割合は約 35%（約 320 時間）。2 年時の割合は履修時間数 810 時間のうち調実習の占める割合が約 35%（280 時間）となり、非常に大きな割合を占めている。1 年時筆記試験総科目数 12 科目、2 年時筆記試験総科目数 8 科目となるため算出方法は以下の通りとなる。

- ① 1 年時の調理実習は履修時間の割合から学科試験、実技試験、平常態度を合わせて合計 600 点満点とし 6 科目扱いとする。1 年時学科 12 科目の合計点 1200 点に実習 600 点を加えて、1800 点満点とし、学科科目 12 科目+実習 6 科目扱い（実習点の占める割合は約 35%）合計 18 で除して平均点を出しその者の総合評価点としている。
- ② 2 年時の調理実習は履修時間の割合から学科試験、実技試験、平常態度を合わせて合計 400 点満点とし、4 科目扱いとする。2 年時学科 8 科目の合計点 800 点に実習 400 点を加えて 1200 点満点とし、学科科目数+実習 4 科目扱い（実習点の占める割合は約 33%）合計 12 で除して平均点を出しその者の総合評価点とする。

令和 5 年度 専門課程 調理技術専門学科 調理製菓コース

1. 学科目評価を各科目 100 点満点表示にし、調理実習は履修時間の割合で変更している。
2. 学科科目点のすべての合計に調理実習点を加え平均点を算出する。
3. 算出方法

1 年時履修時間数 900 時間のうち調理実習に占める割合は約 35%（約 320 時間）。2 年時の割合は履修時間数 900 時間のうち調実習の占める割合が約 32%（約 290 時間）

となり、非常に大きな割合を占めている。1年時筆記試験総科目数13科目、2年時筆記試験総科目数9科目となるため算出方法は以下の通りとなる。

- ① 1年時の調理実習は履修時間の割合から学科試験、実技試験、平常態度を合わせて合計700点満点とし、7科目扱いとする。学科13科目の合計点1300点に実習700点を加えて、2000点満点とし、学科13科目+実習7科目扱い(実習点の占める割合は約35%)合計20で除して平均点を出しその者の総合評価点としている。
- ② 2年時の調理実習は履修時間の割合から学科試験、実技試験、平常態度を合わせて合計400点満点とし、4科目扱いとする。学科9科目合計点900点に実習400点を加えて1300点満点とし、学科9科目+実習4科目扱い(実習点の占める割合は約31%)合計13で除して平均点を出しその者の総合評価点としている。

補足

2019年4月より、5段階評価の点数配分を上記のとおり変更する。